

資料 5

介護保険課からの報告・ 連絡事項等

<目次>

- 1 平成30年10月以降の介護保険制度改正について（P1～4）
- 2 平成31年度の介護保険報酬の改訂について（P5）
- 3 指定更新時等の様式変更について（P6）
- 4 事故報告書の届出方法及び様式変更について（P7）
- 5 介護保険外サービスについて（P8～10）
- 6 台風21号に伴う被害発生状況調査の結果について（P11～14）
- 7 香料及び農薬使用の自粛について（P15～16）、（別添資料）
- 8 その他連絡事項（P17～18）

1 平成30年10月以降の介護保険制度改正について

①総合事業について

■介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当型サービス及び基準緩和型サービス） の単価等について

1 単価等の改正概要

平成30年5月に国の地域支援事業実施要綱の一部が改正。

岐阜市は、同要綱に準じて単価等を決めているため、平成30年10月からの単価改定は行わないこととした。

ただし、国に準じて加算は創設。

2 単価等の改正詳細

- ・「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知）の別記1
- ・「地域支援事業実施要綱」別添1

3. 主な加算の改正点

（1）訪問型サービス

- ・生活機能向上連携加算

→加算Ⅰ（100単位/月）に加えて、加算Ⅱ（200単位/月）が新設

（2）通所型サービス

- ・生活機能向上連携加算

→生活機能向上連携加算（200単位/月）が新設

※運動器機能向上加算を算定している場合は（100単位/月）

- ・栄養スクリーニング加算

→栄養スクリーニング加算（5単位/回）が新設

※6月に1回を限度とする。

②訪問介護の回数が多いケアプランについて

■訪問介護における生活援助中心型サービスのケアプラン

- ・統計的に見て、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっている場合に、市町村へ届出が必要となる。
- ・ケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により多職種で検証を行う。
- ・市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令38号）第13条第18号の2において規定。

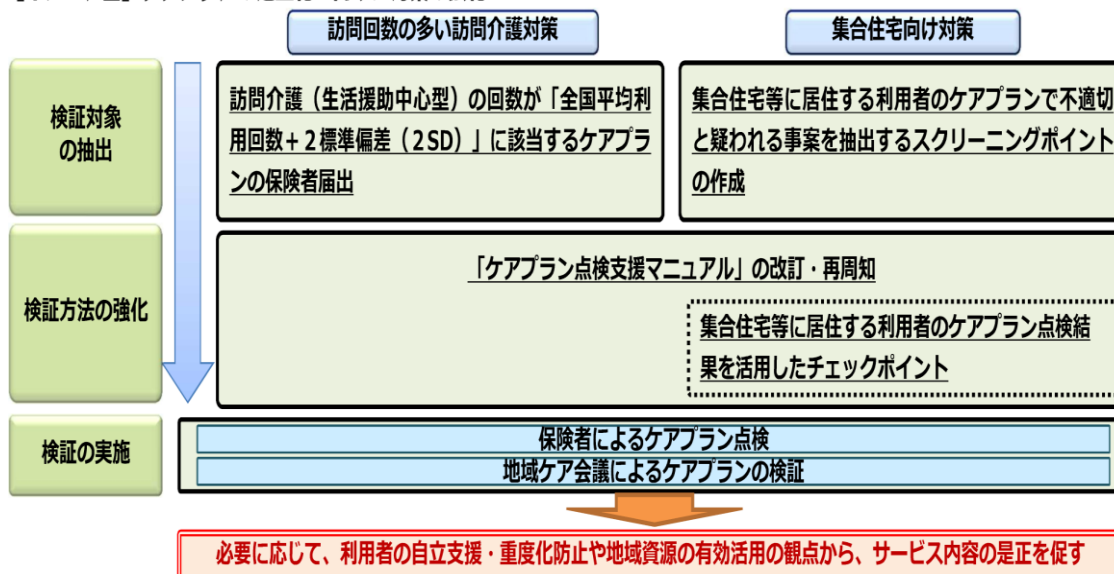
○市町村への届け出が必要な回数について

市町村へのケアプランの届出が必要な訪問介護の回数は、平成30年5月2日付けの官報、厚生労働省告示218号で発出。

厚生労働大臣が定める回数（1か月）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

【イメージ図】ケアプランの適正化に向けた対策の強化



■「自立的支援のための見守りの援助」の明確化

訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知(老計第10号(訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について))について、身体介護として行われる「自立的支援のための見守りの援助」を明確化する。

◎生活援助のうち、訪問介護員等が代行するのではなく、安全を確保しつつ常時介助できる状態で見守りながら行うものであって、日常生活動作向上の観点から、利用者の自立支援に資するものは身体介護に該当するが、身体介護として明記されていないものがあり、取扱いが明確でないため、明確化する。

◎具体的には、利用者と一緒に手助けしながら行う掃除(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)その他利用者の自立支援に資するものとして、身体介護に該当する者について、身体介護に該当することを明確にする。

<p>1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助(自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)</p> <p>○ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。</p> <p>○認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより、一人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。</p> <p>○認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。</p> <p>○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)</p> <p>○移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)</p> <p>○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)</p> <p>○本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。</p> <p>○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)</p> <p>○ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出しってもらうよう援助</p> <p>○認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。</p> <p>○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。</p> <p>○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等</p> <p>○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修</p>	<p>1-6 自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)</p> <p>○移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)</p> <p>○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。</p> <p>○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

参考 (※平成30年10月18日付け、居宅介護支援事業所様あてに岐阜市から通知済)

● 届出について

ケアプランを作成または変更した、当該月の翌月末までに届出書を添えて岐阜市に提出

● 提出書類

1. 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書
2. 居宅介護サービス計画書の写し(第1表~第7表)
3. 訪問介護計画書

● 提出先及び提出方法

1. 提出先 岐阜市福祉部介護保険課給付係
2. 提出方法 持参

● 岐阜市ホームページ掲載先 (届出書様式ほか)

岐阜市ホームページ>組織別索引>介護保険課>事業者の皆様へ>訪問回数の多い生活援助中心型の訪問介護サービスについて

③福祉用具貸与について

平成30年4月～

- ・福祉用具専門員相談員は、機能や価格帯の異なる複数商品を提示。
- ・福祉用具専門員相談員は、福祉用具貸与計画を利用者に加えてケアマネジャーにも交付しなければならない。

平成30年10月～

- ・貸与価格の上限額適用
- ・福祉用具専門員相談員は、貸与しようとする商品の特徴や価格に加え、全国平均貸与価格を説明すること。
- ・上限価格を超えたまま貸与された場合は、福祉用具貸与費は算定されない。
- ・万が一上限価格を超えたまま貸与された場合は、国保連から貸与事業所宛に請求明細書等が返戻される。
- ・その場合は貸与事業所側で値段を変更し、給付管理票も修正した上で、再度提出。
- ・上限価格を超えているのに価格を見直さない場合は、全額自己負担での貸与となる。
※利用している製品が上限価格を超えていないかどうかを要確認。

(参考) 住宅改修費について

■住宅改修費の支給申請について

事前申請

- ・「住宅改修に要する費用の見積もり」の標準となる様式が追加。
- ・介護支援専門員等は、利用者に対して、事前に複数の住宅改修の事業所から見積もりを取るよう説明する。
- ・平成30年7月13日から適用。

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正

(老高発0713号 平成30年7月13日) 厚生労働省老健局高齢者支援課長

2 平成31年度の介護保険報酬の改訂について

2019年10月に予定される消費税引き上げに対応するため、介護報酬についても特別の改定（消費税対応改定）が行われる予定。

●介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

平成30年12月21日厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係より通知された、「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」にて、介護給付において消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業の単価について、今後、地域支援事業実施要綱について改正が行われ、2019年10月より施行されることとなっている。

●内容

1. 消費税の引き上げを踏まえた対応

介護給付の報酬改定を踏まえ、基本単価への上乗せを行う。なお、上乗せする単価数については、介護給付の訪問介護及び通所介護、予防給付の介護予防支援に倣って見直しを行う。

2. 介護人材の処遇改善のための対応

介護給付の報酬改定を踏まえ、事業所における介護人材の処遇改善を行うための加算を新設する。なお、加算率については、介護給付の訪問介護及び通所介護に倣って定める。

●具体的な単価について

国は、具体的な単位数等については、追って連絡しますとしている。

国からの単位数等の通知を受け次第、順次お知らせいたします。

3 指定更新時等の様式変更について (H30.12~)

■ポイント

- ①事業所の指定申請に係る文書等を削減する観点から厚生労働省より提示された改正様式に倣い、岐阜市様式を一部改正
- ②全サービスの指定更新時等（新規指定、変更届出等を含む）の際に使用する様式が変更されているため要確認

■新規指定時の提出書類より削減対象となった文書

- ・申請者又は開設者の定款、寄附行為等（全サービス）
- ・事業所の管理者の経歴書

(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護

を除く各サービス

- ・役員の氏名、生年月日及び住所（全サービス）
- ・当該申請に係る事業に係る資産の状況（全サービス）
- ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号

訪問介護、
夜間対応型訪問介護、
(介護予防) 訪問入浴介護
(介護予防) 訪問看護
通所介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 短期入所生活介護

(介護予防) 訪問リハビリテーション
(介護予防) 通所リハビリテーション
(介護予防) 居宅療養管理指導
(介護予防) 福祉用具貸与
(介護予防) 福祉用具販売
地域密着型通所介護
定期巡回・随時対応型訪問看護介護

を除く各サービス

■変更後の様式の掲載場所について

岐阜市役所ホームページ

TOP>組織別索引>福祉部>介護保険課>事業者の皆様へ>各種様式>介護事業所・施設の指定等に関する様式

- >居宅サービス事業者／介護保険施設／介護予防サービス事業者
- >地域密着型サービス事業者／居宅介護支援事業者／地域密着型介護予防サービス事業者
- >介護予防・日常生活支援総合事業の事業者

■注意点

- ①指定申請等については、新様式で提出されるようお願いいたします。
- ②介護予防・日常生活支援総合事業は、“介護予防サービス”ではありません。様式の間違いにご注意ください。
- ③付表の内容は常に最新の情報をご記載ください。特に電話、FAX番号、メールアドレスは市からの通知に必要ですので必ず記載してください。

4 事故報告書の届出方法及び様式変更について (H31 年 4 月～)

■ポイント

- ①県の様式変更に伴い、岐阜市も平成 31 年 4 月 1 日から改正予定
- ②事故の種類ごとに記載様式が異なる
- ③死亡・重傷等の重大事故については、発生（発見）から 24 時間以内の第一報（FAX 可）を義務化

■報告様式種類一覧

- ・事故発生報告書（様式 1-1、様式 1-2、様式 1-3）
⇒施設内での骨折等の事故や、送迎中の交通事故等
- ・火災発生報告書（様式 2-1、様式 2-2）
- ・入所者等の行方不明に係る報告書（様式 3）
- ・インフルエンザ様疾患患者発生報告書（様式 4-1、様式 4-2）
- ・食中毒、感染症その他公衆衛生事故による患者発生報告書（様式 5-1、様式 5-2）
- ・被災状況報告書（様式 6）

■注意点

- ①事故報告書は事故発生後速やかに行ってください。
- （書類の作成は事後でもよいですが（重大事故を除く）、その場合は電話で介護保険課支援係まで第一報（FAX 可）を入れてください。）
- ②FAX でご連絡いただいた後は、必ず原本（押印入り）も提出してください。
- ③第三者機関がかかわった場合（病院受診、警察と捜索等）は必ず提出してください

5 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについての指針が作成され「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成30年9月28日付老推発098第1号等厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長等通知）により通知されました。

○保険外サービスとして認められない場合

- ・ 介護保険サービスと保険外サービスを同時一体的に提供
(例：利用者本人分の料理と同居家族分の料理を同時に調理する)
- ・ 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料
- ・ 繁忙期や繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収

※通所介護事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供については、国土交通省自動車局旅客課による「通所介護に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」（平成30年9月28日付事務連絡）を御参照ください。

<保険外サービス提供時の対応方針>

訪問介護

■訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱い

- ① 保険外サービスを指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定めること。（事業の目的、運営方針、利用料等）
- ② 利用者に対し、あらかじめ文書で説明し、同意を得る。
- ③ 介護支援専門員へ、保険外サービスのサービス内容や提供時間等を報告すること。
また、介護支援専門員は保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載すること。
- ④ 利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを踏まえ、利用者の状況に応じ、訪問介護と保険外サービスの区分を理解しやすくするような配慮を行うこと。
(丁寧な説明の実施等、利用者が別サービスであることを認識できるような工夫を行うこと。例えば、エプロンや名札を付け替える、一度家の外に出る、提供するスタッフを別にするなど)
- ⑤ 訪問介護の利用料とは別に費用請求をすること。また訪問介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること。
- ⑥ 保険外サービスの提供時間は、訪問介護の提供時間には含めないこと。
- ⑦ 利用者等からの苦情・相談窓口の設置等の措置を講じる。

(介護予防)入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護で保険外サービスと組み合わせて提供する場合も同様の取扱い。

通所介護

○通所介護では、通所介護としての内容と保険外のサービスとしての内容を区分することが基本的に困難であることから、保険外サービスとして利用者から保険給付とは別に徴収することは基本的には認めない。

※1 ただし、事業所内での理美容と、緊急時の併設医療機関受診は、通所介護と明確に区分の上、提供可能。

○次のア～エについては、通所介護とは明確に区分されたサービスのため、一定のルール（※2）を順守する場合は、保険外サービスとして提供可能とする。

■訪問介護と保険外サービスを組み合わせる場合の取扱い

ア 事業所内において、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血を行うこと。

イ 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと。

ウ 物販、移動販売、レンタルサービス

エ 買い物等代行サービス

〔なお、医療法や道路運送法等の各関係法規を遵守する必要があるため、例えば、事業所内での訪問診療は実施できない。〕

※2 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合の取扱い

- ① 保険外サービスを指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定めること。（事業の目的、運営方針、利用料等）
- ② 利用者に対し、あらかじめ文書で説明し、同意を得る。
- ③ 介護支援専門員へ、保険外サービスのサービス内容や提供時間等を報告すること。また、介護支援専門員は保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載すること。
- ④ 通所介護の利用料とは別に費用請求をすること。また通所介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること。
- ⑤ 通所介護の提供時間には保険外サービスの時間を含めない。かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと。
- ⑥ 保険外サービスを提供する事業者からの利益収受を禁止。
- ⑦ 利用者等からの苦情・相談窓口の設置等の措置を講じる。
- ⑧ 外部事業者が保険外サービスを提供する場合、事故発生時の対応を明確化する。

通所リハビリステーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護についても同様の取扱い。

■休日・夜間等に事業所の人員・設備を活用して保険外サービスを提供する場合の取扱い

- ・保険外サービスに関する情報を記録すること。
- ・特に事業所内で夜間・深夜に宿泊サービスを提供する場合は、宿泊サービスに関する現行ルール（※3）を遵守すること

※3 サービス提供開始前に都道府県等へ届出、従業者の配置基準や一人当たりの床面積等の基準を遵守 等

■通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在する場合の取扱い

○両サービスの利用者が混在する場合の取扱い

- ・両サービスの利用者の合計数が、通所介護の定員を超えないこと。
- ・両サービスの利用者の合計数に対し、通所介護事業所の人員基準が満たされていること。

○両サービスの人員・設備や時間帯を分ける場合の取扱い

- ・両サービスの人員や設備等を明確に区分すること。
- ・通所介護が人員や設備等の基準を遵守すること。

区分支給限度額

■区分支給限度額を超えたサービス分の価格の取扱い

- ・介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同水準とすることが原則。
- ・ただし、利用者に対し、両サービスの違いを文書によって丁寧に説明し、同意を得れば、別の価格設定も可能。

その他

■保険外サービスを提供する場合の個人情報の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律や通知を遵守すること。
- ・介護保険サービスの提供に当たり、利用者から取得した個人情報を保険外サービスの提供に利用をするには、あらかじめ利用目的を公表する等の措置を講じること。

6 台風21号に伴う被害発生状況についての調査結果

(調査基準日 平成30年9月5日)

調査対象等

調査対象：市内介護保険事業所・施設

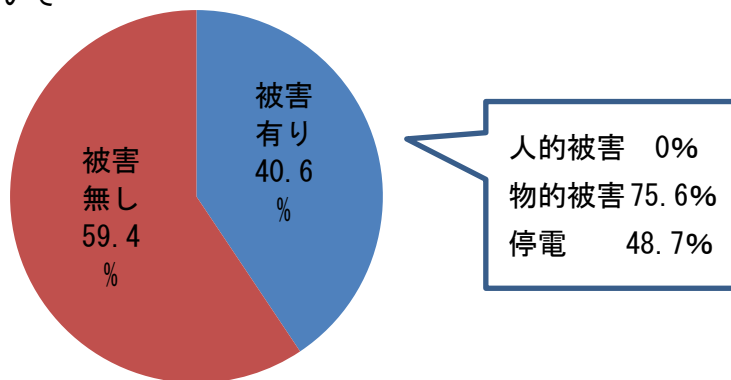
回収結果：全393事業所中293事業所が回答（回収率：74.6%）

サービス名	回答事業所数
通所介護	84
通所リハビリテーション	11
短期入所生活介護	10
短期入所療養介護	0
特定施設入居者生活介護	3
介護老人福祉施設	18
介護老人保健施設	15
介護療養型医療施設	5
地域密着型通所介護	39
認知症対応型通所介護	8
小規模多機能型居宅介護	17
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1
認知症対応型共同生活介護	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	2
地域密着型介護老人福祉施設	4
有料老人ホーム	40
計	293

※老人福祉施設や有料老人ホーム等に併設の事業所は含まない

① 台風21号における被害の有無について

	事業所数	割合
被害有り	119	40.6%
被害無し	174	59.4%
計	293	100.0%

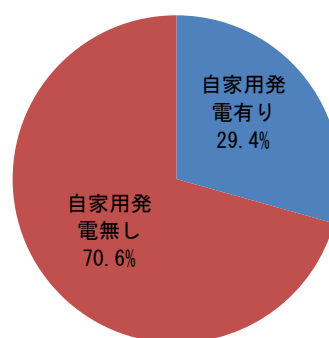


② 物的被害の種類について

建物	屋根、玄関前天井、窓ガラス、玄関門扉、雨樋 等
付属設備	室外機、テレビアンテナ、屋上街灯、看板、給湯器、照明 等
付属建物	物置、カーポート、自転車置き場、塀、フェンス 等
その他	車（ミラー）、樹木、ベンチ、藤棚 浸水 等

③ 自家用発電の有無について

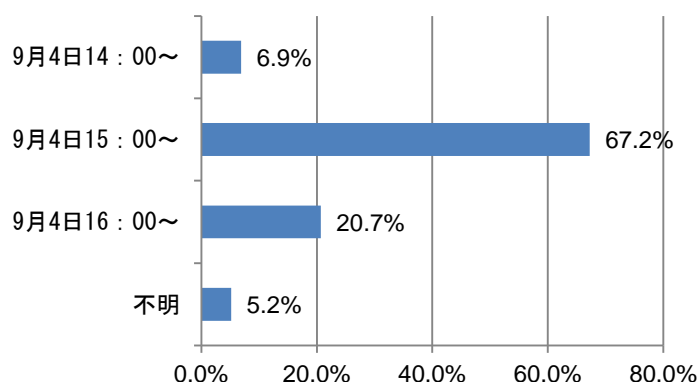
	事業所数	割合
自家用発電有り	86	29.4%
自家用発電無し	207	70.6%
計	293	100.0%



④ 停電時間について

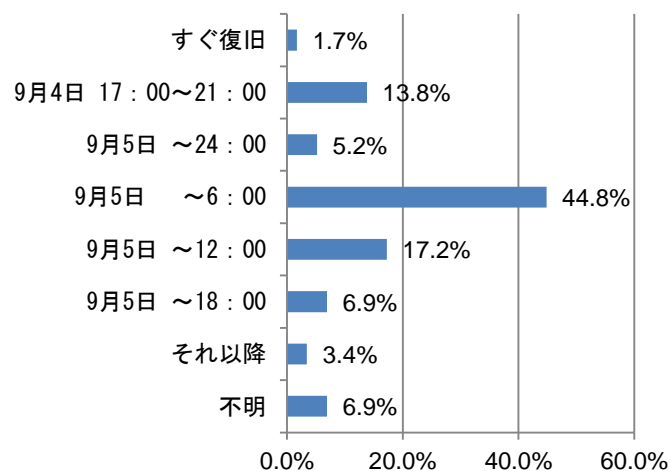
■ 停電開始時間

	事業所数	割合
9月4日 14:00～	4	6.9%
9月4日 15:00～	39	67.2%
9月4日 16:00～	12	20.7%
不明	3	5.2%
計	58	100.0%



■ 停電終了時間

	事業所数	割合
すぐ復旧	1	1.7%
9月4日 17:00～21:00	8	13.8%
9月5日 ～24:00	3	5.2%
9月5日 ～6:00	26	44.8%
9月5日 ～12:00	10	17.2%
9月5日 ～18:00	4	6.9%
それ以降	2	3.4%
不明	4	6.9%
計	58	100.0%



⑤ 停電の影響及び対応について

影響	対応
停電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用発電の設置及び切り替え ・ 予備燃料の購入
エレベーターの停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段使用
ポンプが停止し断水（トイレの使用困難等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の購入 ・ 使い捨て食器を使用
空調の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氷嚢を脇にはさみ冷却 ・ 窓を開けて対応 ・ うちわの使用
電話の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話の使用
医療機器の使用不可（吸器等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用発電機にて電源確保 ・ バッテリー搭載機を充電し使用
冷蔵庫の停止（食料が使用不可となる等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の時間を早める ・ 災害用備蓄品を提供 ・ 冷蔵・冷凍食品の移動 ・ 食材の一部処分
照明の確保が困難（暗く情緒不安定になる利用者が発生等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用発電機によるフロアの照明 ・ 電池式ランタンを使用し照明確保 ・ 懐中電灯等の購入 ・ 声掛け、見守りの強化
給湯ボイラーの不調	
電気錠の不調	

⑥ 今後事業所等で対応すべきと感じられた主な取り組みについて

設備の整備

- ・ 電気の確保

（無停電装置、自家用発電機、非常用電源、太陽光発電等の設置（増設、燃料タンクの購入含む））

→災害時に実際に使用できるよう、操作方法や燃料の確認を事前に行うことが大切

- ・ 非常用エレベーターの設置
- ・ 外部設備の安全確保（飛散被害の防御等）
- ・ 建物の老朽化対策
- ・ 貯水タンクの設置

備蓄品の整備

- ・ 備蓄品の確保

（非常食、飲料水、使い捨て食器
置き型ライト、懐中電灯
カイロ、うちわ 等）

- ・ 備蓄品の数の定期的な確認
- ・ 備蓄品の使用方法等の確認

マニュアル等の整備

- ・ 災害時マニュアルの作成及び見直し（事業継続計画や避難計画等）

（台風、長時間の停電、断水等様々な災害を想定
人員配置、職員の動き
緊急連絡先の整備（利用者家族への連絡）
災害時の営業（事前の休業決定、送迎時間等）
職員の通勤等の安全確保
職員への周知徹底）

その他

- ・ 情報の確保
（携帯電話、無線機等の情報通信ツールの確保）
- ・ 地域との連携

7 香料及び農薬使用の自粛について

○化学物質過敏症とは

- ・ある程度の量の化学物質にさらされるか、微量でも長期間繰り返しさらされることで発症
- ・いったん過敏症になると、その後極めて微量の化学物質に対しても、頭痛、めまい、気道や皮膚の症状等を発症。
- ・香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・シャンプー・制汗剤などに含まれる香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがある

化学物質過敏症の、発症などのメカニズムについては未だ解明されていない部分があり、治療方法も確立されていません。そのため、原因がわからない体調不良や周囲の理解がないことで苦しんでおられる方がいらっしゃいます。

防虫剤類、殺虫剤、除草剤、洗剤、漂白剤、芳香剤、化粧品、塗料など、日常生活の中で身近に存在し、意識せずに接触しているものが多いようです。

皆さんの周りにも化学物質過敏症の方がいらっしゃるかもしれません。身の回りの何気ないものがその方の症状を悪化させることにつながるかもしれません。香料（香水・整髪料）などの使用について御配慮をお願いいたします。

・化学物質に関する取組

<http://www.city.gifu.lg.jp/12993.htm>

・化学物質過敏症について（施設・事業所向けポスターを掲載）

<http://www.city.gifu.lg.jp/25255.htm>

○化学物質過敏症に苦しんでいる方の声を紹介

介護福祉業務に携わっておられる皆さま

<香料自粛のお願い！>

日頃、私たち高齢弱者に寄り添いご支援下さいますことに感謝を申し上げます。

さて、近年の柔軟剤や合成洗剤の香りの増強に伴い、皆さまが衣服の洗濯の際に使っておられます香り成分で、難病や喘息、偏頭痛、アレルギー、癌、化学物質過敏症、香料過敏等の疾患を持つ利用者の中には、頭痛、吐き気、目眩、呼吸困難、胸痛、抑鬱等に見舞われ苦痛を覚えている者がおります。

香料に苦しむ者にとって、香りに曝されることは「突然、暴力に襲われる」ような感じで虐待に等しいのです。

どうか、ご理解下さいまして無香でのご支援をお願い致します。

1, 無香での対応を実現していただくために (d は、程度に応じて)

a、衣類の洗濯に、柔軟剤を使用しない。

b、香料添加の合成洗剤の使用を止めて、石けん洗剤に切り替える。

石けん洗剤は、「米ぬか石けん」「安心生活」「ホカホカせっけん」「衣類のせっけん」「そよ風」「アラウ洗濯用せっけん」等が多くの店舗で販売されている。

c、シャンプーと浴用石けんを無香の石けんに替える。

2, これまでの柔軟剤使用等で、衣類に染み付いた香り成分を消すために

d、洗濯機を3日間槽洗浄する(環境に優しい洗浄剤を使用))

e、衣服を、熱湯に1日つけて、香料成分を気散させる(戸外で!)

f、衣類を、石けん洗剤を入れた熱湯に1日つける(戸外で!)

g、衣類を2回～3回石けん洗剤で洗濯する

h、洗濯した衣類を2セットほどに分け、密閉した袋に入れて移り香を避ける

i、訪問は、朝一番に行う

j、訪問直前に更衣するなど、他の人の移り香がつかないように注意をする

8 その他連絡事項について

①介護職員処遇改善加算について

○平成31年度も引き続き介護職員処遇改善加算の算定をする場合

→平成31年2月28日（木）（郵送の場合は当日消印有効）までに、「介護職員処遇改善計画書等様式一式及び必要添付書類」を提出

○平成30年度の介護職員処遇改善実績報告書の提出について

→事業年度における最終の加算の支払いのあった月の翌々月までに実績報告書を提出
例) 加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払いのため、2か月後の7月末までに提出

※平成30年度の実績報告の提出締め切りは平成31年7月31日（水）（郵送の場合は当日消印有効）

◎職員への周知について

- ・本加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、本計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知してください。
- ・介護職員から加算にかかる賃金改善に関する照会があった場合、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いる等して、わかりやすい回答に努めてください。

岐阜市ホームページ

組織別索引>福祉部>介護保険課>事業者の皆様へ>各種等式>介護事業所・施設の指定等に関する様式>介護職員処遇改善加算について

■平成31年10月からの介護職員処遇改善加算について

○新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。（社会保障審議会介護給付費分科会資料より）

それを基に、国の方では各審議会等を通して審議されており、今後、制度改正に係る通知等が発出されることが想定されます。

今後、正式に通知され次第、順次対応していきますので、どうかよろしくお願い致します。

② 事業所における連絡方法について

指定更新時等の様式変更において、電子メールアドレスの項目が追加されたことに伴い、岐阜市福祉部介護保険課では、事務の簡略化や介護保険に関する通知等の更新情報の迅速な情報提供を図るため、電子メールでの配信を活用した体制を整備したいと考えています。
つきましては、介護保険事業者の皆様におかれましては、下記によりメールアドレスの登録をお願いします。

【対象者】

岐阜市で介護保険法に基づくサービス又は施設を運営する事業者

【登録受付期間】

平成 31 年 3 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日まで

【登録方法】

下記のページから「電子メールアドレス連絡票」をダウンロードしていただき、入力の上ご提出をお願いします。

岐阜市ホームページ

組織別索引→福祉部→介護保険課→事業者の皆様へ→各種等式→介護事業所・施設の指定等に関する様式→事業所メールアドレス登録→電子メールアドレス連絡票